

秋田大学の役職員個人が直接受け入れた助成金等の取扱要項

平成24年4月1日
学長裁定第182号

第1 本学の役員及び職員（非常勤職員を含む。以下「役職員」という。）が個人あて寄附金その他助成金等を受入れた場合の取扱いについては、「国立大学法人秋田大学奨学寄附金取扱規程（平成16年4月1日規則第95号）」に定めるもののほか、以下に掲げるとおりとする。

(1) 本学に寄附しなければならない場合

役職員が、学外の研究助成団体等から個人として助成金等を受け、当該助成金等を用い、本学の施設・設備等を使用し、職務として教育・研究等を行う場合は、当該助成金等を本学に寄附しなければならない。この場合において、寄附申込書には、研究助成金等の申請書及び交付決定通知書等を添付するものとする。

(2) 本学に寄附する必要がない場合

ア 個人の賞金である場合

イ 全額が海外渡航又は海外学会等に使用される場合

ウ 全額が外国人の招聘に使用される場合

エ 市民（個人）の立場で申請した場合

オ 学長が特に認める場合

第2 その他、この要項により難しい場合は別途協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。